

相談支援事業所大洲育成園運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人大洲育成園が開設する相談支援事業所大洲育成園（以下、「事業所」という。）が行う指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、障がい者等（以下、「利用者」という。）からの相談に応じ、適正な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者がその有する能力及び適応に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障がい児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
 - 3 事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業所は、市町、障がい福祉サービス事業を行う者等の連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 5 事業所は、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 事業の実施にあたっては、前5項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 相談支援事業所大洲育成園
- (2) 所在地 愛媛県大洲市市木 1215 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援 専門員	2				サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成、サービスを利用する者に対する生活全般に係る相談を行い、日々の記録を行う。
生活支援員			2		サービスを利用する者に対する生活全般に係る相談を行い、日々の記録を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定計画相談支援の内容)

第6条 事業所は、指定計画相談支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって次のとおりに行うものとする。

- (1) 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。
- (2) 生活全般に係る相談においては、個々の状況に応じて面談等を行い、情報提供・助言などの必要な支援を行う。また、必要に応じて関係機関と連携を図っていく。
- (3) サービス等利用計画の作成においては、利用者の居宅を訪問し、アセスメントの実施、利用者の意見を徴収した上でサービス等利用計画案を作成する。また、サービス提供事業所と利用の調整を行い、サービス等利用計画を作成する。
- (4) 定期的にモニタリングを実施して、必要に応じサービス等利用計画の変更を行う。

(指定障がい児相談支援の内容)

第7条 前条の規定は、事業所で行う指定障がい児相談支援の内容について、準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障がい児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障がい児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を提供した際は、利用者等から障害者総合支援法第51条の17第2項又は児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された計画相談支援又は障害児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。

3 事業所は、前2項の費用の額の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。

4 事業所は、第2項の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の実施区域)

第9条 通常の実施区域は、大洲市、八幡浜市、内子町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所の従事者は、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援に関し、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知徹底
- (5) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 事業所は、従事者の資質向上のための研修（前条の規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 12 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従事者は正当な理由なく、その業務で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従事者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該福祉サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要項目は、社会福祉法人大洲育成園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、平成 21 年 1 月 16 日改正する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、令和 3 年 10 月 21 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。